

規 則

◆鳥取縣規則第二十二號

道路損傷負擔金徵收規則を次のように定める。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

道路損傷負擔金徵收規則

第一條 國道及び府縣道（附屬物を含む以下同じ）を特に損傷する原因となる事業を営む者に對し、これがために要する道路の維持修繕費の費用の一部をこの規則によつて負擔させる。

第二條 負擔金は、次の各號の一にあてはまる者にこれを負擔させる。

一、自動車及び荷馬車（牛車を含む以下同じ）により運輸の業を営み又は家業のため使用するもの。

昭和二十三年四月二日
第 千 八 百 九 十 六 號

金 曜 日

二、前號の外、特に道路を損傷する原因となる事業を営む者と認めたる者。

第三條 前條に掲げる各事業者の負擔金は、その事業のため使用する道路の区域内の維持修繕費精算額（歩車道を區別する道路については車道に使用した費用）の五分の一以内とする。

前項の道路の維持修繕のため物件若しくは勞力を寄附し又はその維持修繕工事をした者がある場合においては、その價額は知事の評價するところにより、前項の維持修繕費精算額にこれを加算する。

第一項に規定する各事業者の負擔金は、前項の規定による加算額並びに道路の維持修繕のため金雜の寄附をした者がある場におけるその金額を控除した維持修繕費精算額を超えることはできない。

第四條 自動車又は荷馬車を使用する者に負擔させる負

本規則は、昭和二十三年四月二十五日施行する。

擔金は、その自動車又は荷馬車の使用臺數及び次の比率により、その他の負擔金は道路損傷の程度によりこれを決定する。

種	別		一臺一ヶ月負擔率
	營業用	家用	
トラック	普通車	小型車	二五三
	普通車	小型車	二七七
バス	營業用	普通車	三三三
	營業用	普通車	一七一
ハイヤー	營業用	普通車	一七三
	家用	小型車	一七三
荷馬車	(牛馬を含む)		二
	四輪車共		二

第五條 負擔金は、四月から九月までの分は十一月に、十月から翌年三月までの分は五月に徴収する。但し特別の事情がある場合においては、この規則の期限によらないことがある。

第六條 知事が、公益上その他特に必要があると認めるときは、負擔金を減免することがある。

第七條 道路の維持又は修繕の費用を補足するため、物件又は努力若しくは金錢を寄附した者に對しては、その寄附額の範圍内において、この規則による負擔金を減免することがある。

第八條 前二條の規定により負擔金を減免することがあつても他の事業者に對する負擔金はこれを増加しない。

第九條 各事業者は、その事業を開始したときは第一號様式により、廢止したときは第二號様式により知事に届出でなければならぬ。

第十條 負擔金納付義務者が、本縣内に住居又は營業所を有しないときは、本縣内に居住する者を代理人と定め、知事に届出でなければならぬ。

第十一條 この規則により知事に届出で要する書類は、主なる營業所所在地若しくは使用地の所轄土木出張所を経由しなければならぬ。

第十二條 土木出張所長前條の届書類を受けたときは、

別紙様式による自動車若しくは荷馬車臺帳を備え置き常に移動を整理しなければならぬ。

附則

第一條 この規則は、昭和二十三年一月一日からこれを適用する。但し第四條の負擔金算出規程は昭和二十二年分度分から準用する。

第二條 この規則の施行の際、現に自動車若しくは荷馬車を使用してある者は、公布の日から一ヶ月以内に届出でなければならぬ。

第三條 昭和七年一月鳥取縣令第五號(鳥取縣道路損傷負擔金徴收規程)及び昭和七年一月鳥取縣令第六號(鳥取縣道路損傷負擔金徴收規程施行細則)は、これを廢止する。

自動車 臺帳
荷馬(牛)車

氏名	住所	本籍	車種	車番	検査證交	主なる營業所所在地	備考
	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地	自動車	第 號	昭和 年 月 日	市郡 町大字 字 番地	
	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地	荷馬(牛)車	第 號	昭和 年 月 日	市郡 町大字 字 番地	

第一號様式

自動車 使用届
荷馬(牛)車

氏名	住所	本籍
	市郡 町大字 字 番地	市郡 町大字 字 番地

車輛番號	第 號	自 動 車	種類別	營業用	普通車	四輪車
檢査證交	付年月日	昭和 年 月 日	使用開始	昭和 年 月 日		
主なる營業	所在地	市 郡	町 大字	字	番地	

右の通り届けます。

昭和 年 月 日

右氏

名印

鳥取縣知事殿

第二號様式

自 動 車 廢 止 届
荷馬(牛)車

本籍	市 郡	町 大字	字	番地
住所	市 郡	村 大字	字	番地
氏名				
廢止年月日	昭和 年 月 日			

車輛番號	第 號	自 動 車	種類別	營業用	普通車	四輪車
檢査證交	付年月日	昭和 年 月 日	使用開始	昭和 年 月 日		
主なる營業	所在地	市 郡	町 大字	字	番地	

右の通り届けます。

昭和 年 月 日

右氏

名印

鳥取縣知事殿

◆鳥取縣規則第二十三號

道路交通取締令施行規則を次のように定める。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

道路交通取締令施行規則

第一條 自動車又はそのけん引する車以外の諸車は夜間通行するときは、危険豫防に充分な光度を有する前照燈及尾燈を明確に且見やすいようにつけなければならぬ。但し尾燈に代え反射鏡を備えるときはこれを尾燈とみなす。

第二條 道路において次の行爲をしてはならない。

- 一、二輪自動車に操縦者以外に乗車し、又は乗車させること。但し成年者が五才未満の幼児を安全なる設備をなし乗車せしめて運轉する場合はこの限りでない。
- 二、有効な制動機及警告器の装置のない自動車に乗車すること。
- 三、長大過重又は危険の虞ある物件を積載し又は携帯して自轉者に乗車すること。
- 四、自動車は進行中電車若しくは自動車にすぎり又はその直後を追隨すること。
- 五、物件を放置し若しくは乾しさらし又はどろ土や汚水をまくこと。
- 六、交通頻繁なところで牛馬を連繼して通行すること。
- 七、傘をさしその他見透しがきかず又は安全を失う虞ある方法で自動車に乗車すること。
- 八、車馬が他の車馬を連繼し又は他の物件をけん引して通行すること。
- 九、みだりに敷物、疊、穀類その他のものゝちりを拂ふ又は飛散すること。

第三條 次の各號の一に該當するものは所轄警察署長の許可を受けなければならない。

- 一、道路にみこし、だし、練物の類を出そうとするとき。
- 二、道路において競技その他の催物をしようとするとき。
- 三、道路に日除、標旗、標燈、陳列だな等を出そうとするとき。
- 四、その他交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような方法で道路を使用し若しくは通行しようとするとき。

附 則

この規則は昭和二十三年三月七日からこれを適用する。

告 示

◆鳥取縣告示第四百四十七號

氣高地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次の通り返納並びに交付した。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 返納交付年月日 所屬廳名 職名 氏名

縣稅檢査章 三 昭和廿三年三月三十一日 氣高地方 取縣 簿墨長壽

同 三 同 交付 同 同 宮尾重治

縣稅滯納者 三 同 返納 同 同 簿墨長壽

同 三 同 交付 同 同 宮尾重治

鳥取縣告示第百四十八號

昭和二十三年三月三十一日を以て次の分校を廢止した。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

八頭郡池田小學校吉川分校

鳥取縣告示第百四十九號

昭和二十三年四月一日を以て次のように小學校を設置した。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

八頭郡池田村立池田第二小學校

(所在地 八頭郡池田村大字吉川字岡田百壹番地)

鳥取縣告示第百五十號

昭和二十三年四月一日を以て次のように校名を變更した。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

舊名 八頭郡池田村立池田小學校

新名 同 池田第一小學校

鳥取縣告示第百五十一號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡日吉津村大字富吉一、〇八五番地

現住所及び開業地 同

昭和二十三年四月二日第一、二六二號

山 根 春 代

明治四十三年二月十六日生

本籍地 西伯郡大幡村大字吉長五四番地一二

現住所及び開業地 同

昭和二十三年四月二日第一、二六三號

龜 田 俊 子

大正十四年十二月二十五日生

本籍地 西伯郡庄内村大字大塚二四七番地

現住所及び開業地 同

昭和二十三年四月二日第一、二六四號

勝 富 智 恵 子

昭和二十二年十月二十二日生

鳥取縣告示第百五十二號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 廣島縣變三郡三次町一、一一七番地ノ四

現本籍地 西伯郡所子村大字中高三一番地

現住所及び開業地 同

昭和二十三年二月十八日離婚により前姓「青木」

を「金田」に並びに本籍地變更により助産婦名

簿訂正方願出たので昭和二十三年四月二日訂正

金 田 孝 子

大正三年九月二十三日生

鳥取縣告示第百五十三號

鳥取縣紙檢査條例第四條により檢査場を次のように指定する。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣紙檢査檢査場

八頭郡智頭町大字篠坂 智頭因州紙工業協同組合

同 佐治村大字古市 佐治第一紙檢査場

同 加瀬不 同 第二同

同 大水 同 第三同

01037

同	春谷	同	第四同
同	河本	同	第五同
同	西郷村大字中井	同	西郷村農業會
同	若櫻町大字若櫻	同	三島産業株式會社
同	氣高郡神戸村大字上砂見	同	神戸因州紙工業協同組合 砂見検査場
同	岩坪	同	岩坪同
同	明治村大字河内	同	明治村河内青年會館
同	鹿野町大字鹿野	同	鹿野因州紙工業協同組合
同	寶木村大字寶木	同	大洋製紙株式會社
同	濱田製紙工場	同	濱田製紙工場
同	青谷町大字赤尾谷	同	青谷因州紙工業協同組合
同	日置村大字山根	同	山根同
同	河原	同	日置村農業會
同	小鷺河村大字小別府	同	河原因州紙工業協同組合
同	小鷺河村大字小別府	同	小鷺河村農業會製紙部
同	車伯郡小鴨村大字福寺	同	小鴨因州紙工業協同組合
同	旭村大字今泉	同	旭村立製紙授産場
同	日野郡根雨町大字高尾	同	小製紙工場

同 日野村大字野田 日野製紙公司
 鳥取市古市 旭製紙株式會社
 同 行徳 山野纖維板工場

◇鳥取縣告示第百五十四號
 鳥取縣紙検査條例第六條により検査標準を次のように定める。
 昭和二十三年四月二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣紙検査標準
 検査は次の標準によりこれを行う。

- 一、品 位
- 品位検査は主として肉眼鑑定により次の項目による。
- (イ) 透明度
- (ロ) 纖維光輝程度
- (ハ) 夾雜物
- (ニ) 纖維交錯状態
- (ホ) 強度
- (ヘ) サイズ度

01038

01038

(イ) その他
 二、規 格
 規格検査は検査時における商工省告示規格による。

◇鳥取縣告示第百五十五號
 昭和二十三年二月鳥取縣告示第八十一號中鳥取縣水産物荷受株式會社に關する分の五、營業所又は事業場の所在地の事項に次の營業所を追加する。
 昭和二十三年四月二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五、營業所又は事業場の所在地
 東伯郡倉吉町六丁目二〇七五番地の一四
 鳥取縣水産物荷受株式會社倉吉營業所
 米子市瀬町一丁目三六番地
 鳥取縣水産物荷受株式會社米子營業所

◇鳥取縣告示第百五十六號
 鳥取縣種畜場附屬鳥取縣有畜養農指導所練習生規程を次の通り定め、昭和二十一年三月鳥取縣告示第百二十九號はこれを廢止する。

昭和二十三年四月二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種畜場附屬鳥取縣有畜養農指導所練習生規程
 第一章 總 則

第一條 本指導所はこの規程により練習生を採用し有畜養農の實務を修得させ社會人としての素養を與え農村の中堅となる青年を養成する。

第二章 入所退所

第一條 本指導所入所練習生の人員を次の通りとする。
 第一種 十名以内
 第二種 十名以内

第三條 本指導所に入所させる練習生は身体強健、品行方正、思想堅實であつて市町村長又は市町村農業會長或は當該學校長の推薦に係る者の中から診察により採用する。

第一種
 本縣内に住所を有する年齢十六才以上十八才未満の男子で新制中學卒業以上の學力ありと認められたもので

01039

現に農業に従事し又は従事しようとするもの。
第二種

本縣内に住所を有する年齢十八才以上二十一才未満の男子で新制高等學校（舊制中學校）卒業以上の學力があると認められたもので現に農業に従事し又は従事しようとするもの。

第四條 本指導所に入所したい希望者は第一號様式の志願書、履歷書、最終學年の學業成績證明書、戸籍抄本及び前條規程による推薦狀を添付し三月十日までに畜養農指導所長差出すものとする。

第五條 入所志願者は有畜養農指導所長が諮詢の上これを採用する。

第六條 練習生採用の許可を受けた者は第二號様式の誓約書を身元引受人連署の上直に有畜養農指導所長に差出すこと。

前項の身元引受人は本縣に居住する公民權を有する市町村民でなければならぬ。

第七條 採用通知を受けた練習生で指定の期日に入所で

きないときは其の理由を述べ直に有畜養農指導所長に届出でなければならぬ。この届出をしない者は志望を放棄したものと看做して採用許可を取消することがある。

第八條 練習生が疾病又は止むを得ない理由のため中途退所する時は其の理由を述べ疾病の場合は醫師の診斷書を添付して有畜養農指導所長に届出なければならぬ。

第九條 練習生で次の各款の一に該当する者は所長これを退所させる。

- 一、疾病の爲又は成績不良で修業の見込がないと認めたる者
- 二、品行不良又は怠慢放肆で養成の價値がないと認めたる者
- 三、職員又は關係者の和を欠く者若しくは欠く惧がある

第十條 練習生が所定の課程を修了したときは第三號様式の修了證を授與する。

01040

第十一條 練習生は總て有畜養農指導所長指定の場所に寄宿させる。

第三章

第十二條 本指導所の課程及講習期間を次の通り定める。

第一種 二ケ年 第二種 一ケ年

第十三條 學年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。但し時宜によりこれを變更することがある。

第十四條 本指導所の講習課程を次の通り定める。

講習科目 第一種 第一種 實 習

教養科 三〇時間以上 同 生活改善、畜力利用

普通學科 一〇〇同 同 畜産、農畜産加工

専門學科 二〇〇同 同 農業機械、土木、牧野

第十五條 練習生は時宜により種畜場及びその分場に派遣し實習させることがある。

第四章 休業日

第十六條 休業日を次のように定める。

一、一月一日及昭和二年勅令第二十五號により休日である祭日祝日

一、指導所創立記念日
但し休業日であつても輪番制を以て飼育家畜の飼養及農場管理當番に當るものとする

第五章 指導職員

第十七條 講習生の指導は本指導所職員並に其他必要とする學識經驗者を以てこれに充てる。

第六章 授業料及給與

第十八條 本指導所は授業料を徴集しなす。

第十九條 練習生には練習期間中豫算の範圍内において現物又は手當を支給する。

第二十條 練習生にして第九條の規定により退所を命ぜられた場合は既に支給を受けた手當を返還しなければならぬ。但し事情により全部又は一部の返還を免除することがある。

附 則

第一條 この規程は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

第二條 この規程施行に關し必要な細則は所長がこれ

01041

を別に定める。

第一號様式

講習生採用願

私儀

貴場附属鳥取縣有畜營農指導所練習生として入所致した
たので許可されたく別紙履歴書、學業成績證明書、
戸籍抄本並に推薦狀を添えてここに御願いたします。

年 月 日

本籍地

郡

市町村

番地

現住所

郡

市町村

番地

職業 戸主 某(續柄)

氏

名 ㊦

生 年 月 日

有畜營農指導所長殿

第二號様式

誓 約 書

私儀

今般練習生に採用許可せられたからには鳥取縣種

畜場附属鳥取縣有畜營農指導所練習生規程其の他講習
に關する諸規則指示を堅く遵守することを誓約致しま
す。

年 月 日

本籍地

郡

市町村

番地

現住所

郡

市町村

番地

氏 名 ㊦

前記何某に關する一切の事項は私が引受けます。

年 月 日

郡

市町村

番地

職業

氏

生 年 月 日

名 ㊦

鳥取縣有畜營農指導所長殿

第三號様式

修了證書

氏 名

右者本場附属鳥取縣有畜營農指導所練習生として正規
の課程を修了した仍了之を證する

年 月 日

鳥取縣有畜營農指導所長 氏 名 ㊦

01042

鳥取縣告示第百五十七號

鳥取縣種畜場附属鳥取縣有畜營農指導所において昭和二十三年四月入所の練習生を募集する。その要項は次の通りである。

尙昭和二十一年三月鳥取縣告示第百三十號はこれを廢止する。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種畜場附属鳥取縣有畜營農指導所畜産技術練習生募集要項及規程練習生養成趣旨

今時終戦に伴い國內收容人口激増し食糧自給、失業対策は緊要事であつて國土開發及び畜産振興による高度の農業經營並びに農業生産力の擴充は新日本建設の基礎國策でなければならぬ。本縣においても大山原野の開發は官民一体となり難を克服しこれを完遂しなければならぬ。又將來來ることの豫想される農業恐慌に對して農業經營の内容において今一步進んだ有畜營農の形態として置かなければならぬ。

しかしながら世人は鬼角土地の開墾を以て直ちに生産を

夢想する弊があるが、農業は天地人畜の完全なる和が無くては充分なる成績を擧げることが出来ない。

大山原野は衆知の如く火山灰土であつて酸性が強くこの改良は堆厩肥に據るの他ないことは既に明である。

大山原野は開田余地僅少にして大部分は山岳畑作農業でなければならぬ。勿論氣候風土の点より經營面積その他は北海道と同一視することは出来ないがその經營は必然的に有畜營農就中酪農を以て最良策とされている。しか

るに縣民は殆んど畑作農業酪農に經驗少く徒に一足飛で酪農を夢見て原野處女地に入植することは實に危険であり

勞多くして効が少い。ここに於いて縣は鳥取縣有畜營農指導所を種畜場に設置し厩肥による土地改良、畜力利用の畑作經營、自給飼料の栽培利用、野草の利用保護、

牧場經營、家畜の管理、農畜産物の加工等有畜營農に關する畜産技術方概に互り指導すると共に廣く青少年の中

より日本再建の爲に畜産振興に一生を捧げんとする畜産技術の實務家を養成しようとするものである。

一、牧養の目的

一、牧養の目的

01010

01043

有畜養農の實務を体得させ且社會人としての素養を興え農村の中堅となる青年を養成するを目的とする。

二、教養方針

- イ、責任を自覺せしめ歡喜力行の性情を涵養する。
- ロ、農業特に畜産に關する技術を体得せしめ農業經營合理化の實を擧げさせる。
- ハ、廣く科學し生活の向上を企圖させる。
- ニ、自治力を涵養し社會人としての素養を習得させる。

三、教 育

イ、學 科

- 作物、畜産、家畜衛生、土壤肥料、農業土木、農業機械、農業氣象、林業大意、普通科、教養科、生理衛生
- ロ、實 習
 - 作物栽培、家畜飼養、農業機械、農業土木、畜力利用、農畜産加工、牧野管理、生活改善
- ハ、講 師

本場職員及學識経験者

ニ、練習生は全員寮生とし家族的共同生活經營を行い職員がこれを補導する。

四、募集人員及期日

第一種 五名(新制中學校卒業程度)

第二種 五名(舊制中學校及新制高等學校卒業程度)

期 日 採用願は三月十日までに種畜場必着すること

五、講習生の待遇其他

- イ、食事は豫算の範圍内において現物を支給し若干の雜費を支給
 - ロ、豫算の範圍内にて視察旅行をさせる
 - ハ、罹病の際簡易なる治療は囑託醫を以て治療する
 - ニ、輪番制を以て月三日の休暇を興える
 - ホ、練習生の持参品次の通り
 - 寢具、雨具、衣服、身廻品(作業衣、洗面用具、箸、箸箱、筆記道具)下駄、ゴム長靴、地下足袋等
- 六、施 設

01044

鳥取縣有畜養農指導所 鳥取縣種畜場(本場)

位 置 東伯郡上中山村羽田井 東伯郡赤碕町松谷

赤碕驛下市驛より南 赤碕驛より東南約十五町

用地面積 建物敷地 一二棟 三三棟

耕地 一〇町歩 耕地 一〇町歩

原野 約一〇〇町歩 放牧地 五〇町歩

職員 技師 二名 技師 六名

主事 一名 主事 一名

講師 若干 雇 三名

助手 四名 助手 七名

耕牧手 四名 耕牧手 一〇名

寮母 二名 小使 一名

家 畜 馬四頭、和牛一二頭、馬四頭、牛四〇頭、

乳牛五頭、豚五頭、豚一〇頭、緋羊八〇

鶏四〇羽、緋羊二〇頭、鶏五〇〇羽、家

頭、山羊一〇頭、家 兎五〇頭、蜜蜂五群 兎二〇頭

◇鳥取縣告示第百五十八號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條により乳用牛及乳用種牛の結核検査を左記のように實施するので同法第四條により告示する。

検査該當牛所有者及管理者は右検査所に同牛を牽付け検査を受けなければならない。

昭和二十三年四月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

検査月日 検査場所 検査區域

五月十六日 鳥取市田島

五月十七日 同 行徳

五月十八日 同 古市

五月十八日 同 富安

五月十九日 同 吉方

五月十九日 同 立川

五月二十日 同 氣高郡湖山村

五月二十日 同 八頭郡智頭町

鳥取市一圓

湖山村一圓

智頭町一圓

同 二十日 同 若櫻町 若櫻町一圓
同 廿一日 同 國英村 國英村一圓

◇鳥取縣告示第百五十九號
裝飾師法第一條第三項により次の者に對し裝飾師免許證を交付した。

昭和二十三年四月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
登録番號 登録年月日 本籍 氏名
第三三號 昭二三 四 鳥取縣 船川 秀 春

◇鳥取縣告示第百六十號
昭和二十三年三月三十一日附大井手普通水利組合管理者を次のように變更した。

昭和二十三年四月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣技術吏員 各 務 武 雄
大井手普通水利組合管理者を命ずる
鳥取縣事務吏員 田 廣 實

大井手普通水利組合管理者を解く
◇鳥取縣告示第百六十一號
昭和十九年十一月鳥取縣告示第百六十三號(荷馬車業ニ對シ道路損傷負擔金徵收規程ヲ適用ノ件)はこれを廢止する。

昭和二十三年四月二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年四月二日 發行
昭和二十三年四月二日 發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市 鳥取縣鳥取市